

報告第2号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

平成31年2月26日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

31 専第2号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金39,333円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 示 談 日 平成31年2月5日
- 4 事 案 概 要 平成30年12月7日（金）午後3時20分頃、交野市倉治6丁目9番20号、倉治図書館敷地内において、職員が相手方車両（バイク）を移動させようとして誤って倒し破損させた。
- 5 そ の 他 相手方車両修理費 39,333円
施設賠償責任保険額 39,333円
市持出額 0円

平成31年2月5日

交野市長 黒 田 実